

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當るときの翌日)

目次

- ◇規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 保険医療機関等の指定
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定 (二件)
- 新たに行為とする土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良区の解散
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 土地収用法による事業の認定 (二件)
- 基本測量の終了
- 国有財産の用途廃止
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 県道の路線の廃止
- 開発行為に関する工事の完了 (三件)
- 解除予定の保安林

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第一号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十条中「十分の三」を「十分の四」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第六十五条第一項中「三十パーセント」を「四十パーセント」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 請負代金の額が五十万円以上五百万円未満の工事 二回
 - 二 請負代金の額が五百万円以上一千万円未満の工事 三回
 - 三 請負代金の額が一千万円以上三千万円未満の工事 四回
 - 四 請負代金の額が三千万円以上の工事 五回
- 様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第7条関係)」に改める。
 様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第12条関係)」に改める。
 様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第21条関係)」に改める。
 様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第31条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第32条関係）」に改める。
 様式第六号中「様式第6号」を「様式第6号（第41条関係）」に改める。
 様式第七号中「様式第7号」を「様式第7号（第51条関係）」に

工 期	年 月 日から	年 月 日まで	を	工 期	年 月
	を				

月 日から 年 月 日まで
 に改める。

様式第八号中「様式第8号」を「様式第8号（第66条関係）」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に請負契約を締結している工事については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小松 医院	鳥取市今町一丁目二八	昭和五十年一月一日
岡 医院	岩美郡福部村大字海士 四七一―一	〃
土井 医院	東伯郡東郷町松崎 六七六―四	〃
ますや薬局	米子市東倉吉町 一二五―一	〃
やの 薬局	境港市湊町二二五	〃
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原 四〇六	〃 六日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目二二	〃
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目 一六一	〃
医療法人十字会 野鳥病院	倉吉市瀬崎町 二七一―四一	昭和四十九年十二月二十八日
松村 医院	倉吉市葵町七三一	〃 二十六日
生田 医院	日野郡江府町武庫 四四六―二	〃 二十八日
長田産科 婦人科医院	米子市上後藤字外浜道東 三一三一―一	昭和五十年一月一日

鳥取県告示第三十九号

昭和四十九年十月五日付で西伯町土地改良区から申請のあつた土地改良（掛長地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画

を適當と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八條第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月十八日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十号

昭和四十九年十月五日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた土地改良（西伯地区ほ場整備）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適當と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八條第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月十八日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

昭和四十九年十二月十九日付で大鴨土地改良区から申請のあつた土地改良（中田地区農業用排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八條第七項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川二一五番地三

大鴨土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十二号

舎人土地改良区から申請のあつた土地改良(舎人地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき昭和五十年一月十日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十三号

大杵東今在家土地改良区は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十四号

昭和四十九年十一月十一日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(福

井地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年一月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十五号

東伯郡東郷町大字別所六八番地伊藤克己ほか十八人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(別所地区農用地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(高草地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良(桂見地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十八号

中山町から申請のあつた町営土地改良(長野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四十九号

泊村から申請のあつた営土地改良(石脇地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭町役場庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分

八頭郡智頭町大字智頭字清右衛門田地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
智頭町役場

鳥取県告示第五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

国府町

二 事業の種類

国府町老人福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分

岩美郡国府町大字麻生字上前田及び大字糸谷字中隈田地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

国府町役場

鳥取県告示第五十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業地域

三朝町

三 終了年月日

昭和四十九年十二月二十四日

鳥取県告示第五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年一月十七日から用途廃止した。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字智頭字城戸ハナ一九〇八番一	地先	一七・五二	道路敷

鳥取県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	重要な経過地
217	丸山名和線	西伯郡岸本町丸山 西伯郡名和町大字富長	
218	大山寺岸本線	西伯郡岸本町吉定 西伯郡大山町大山	

鳥取県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	丸山名和線	西伯郡岸本町丸山字南屋敷八〇八番 〇八番の先から同郡名和町大字富長字上の垣七二五番の先まで	一・八 〇一七・三	一一、二九三
〃	大山寺岸本線	西伯郡大山町大字大山一一 六番の先から同郡岸本町吉定 字岡本三八二番の六の先まで	三・〇 〇二九・〇	一一、〇二五

鳥取県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	丸山名和線	西伯郡岸本町丸山字南屋敷八〇八番 の先から同郡名和町大字富長字 上の垣七二五番の先まで	昭和五十年一月十七日

大山寺岸本線	西伯郡大山町大山字大山一一六番の 先から同郡岸本町吉定字岡本三三八二 番の六の先まで	〃
--------	--	---

鳥取県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

33	整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
吉定名和線			西伯郡岸本町大字吉定		
			西伯郡名和町		

鳥取県告示第五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年七月五日 鳥取県指令受米土維第七百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原字大沢

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市二階町一の二一八番地

株式会社ウシオ

代表取締役 潮 巽 市

鳥取県告示第五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年二月五日 鳥取県指令受都計第六百八十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡日吉津村大字富吉一〇五九番地

増 本 恭 治

鳥取県告示第六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年九月二日 鳥取県指令受都計第四百二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市車尾字津久田、字荒神前及び字折返シ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市八幡町休免二五番地

山陰ハウス建設株式会社

代表取締役 石川 延 夫

鳥取県告示第六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年一月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字大谷字浜田二〇五五から二〇五九まで、二〇六〇の

一、二〇六〇の二、二〇六〇の四、二〇六一（以上九筆について、次の

図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

農道敷地及び水路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）